

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまわ

令和2年 7月号 No.828

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会協会からのお知らせ



～島根県の名所空撮～
出雲市 稲佐の浜

国譲り、国引き神話の舞台。
出雲大社の西方にある海岸で、弁天島という小さな島には豊玉毘古命を祀る小さな祠があります。砂浜は南に弧を描いて美しく伸び、「日本の渚百選」にも選ばれています。

算定基礎届の提出はお済みでしょうか。毎年7月は算定基礎届の提出月です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となる事業所

- 以下の 1、2 のいずれも満たす事業所が対象となります。
- 1 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。（収入の減少が20%に満たない場合は管轄の年金事務所にご相談ください。）
 - 2 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること。

対象となる厚生年金保険料等

令和2年2月1日から
令和3年2月1日までに納期限が
到来する厚生年金保険料等が
対象となります。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。申請書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- 指定期限までの申請が必要です。

※記載方法等、申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です。

令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。

対象となる方 次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方。
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している。

※対象となる保険料、手続き方法等詳しくは下記ねんきん加入者ダイヤル、または管轄の年金事務所にお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル Tel 0570-007-123 受付時間/月～金曜日:8:30～19:00/第2土曜日:9:30～16:00

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請や国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。各申請書の提出先は、住所地の市役所町村役場、年金事務所です。

国民年金保険料の免除申請が可能です！

対象となる方 以下のいずれにも該当する方が対象になります。

- 1 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと
- 2 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

申請に必要なもの

- 1 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 2 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

学生のみならず、

国民年金保険料学生納付特例申請が可能です！

対象となる学生 以下のいずれにも該当する方が対象になります。

- 1 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと
- 2 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

申請に必要なもの

- 1 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 2 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- 3 学生証のコピー

※申請の対象となる期間、記載方法等詳しくは、下記ねんきん加入者ダイヤル、またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル Tel 0570-003-004 受付時間/月～金曜日:8:30～19:00/第2土曜日:9:30～16:00

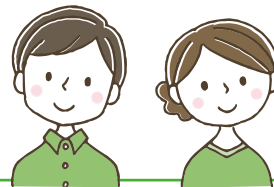
お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

ご存知ですか？

血圧・血糖の基準値

血圧140って
高いの？ 低いの？



協会けんぽでは、生活習慣病の重症化予防を目的に、「血圧」または「血糖」が高値のまま医療機関を受診していない方を対象に医療機関への受診勧奨を実施しています。

健診結果が戻ってきた際には、今回お伝えする基準値や他社の取り組みを参考に、**“異常を放置しない・させない”**取り組みの実施をお願いいたします。

特定保健指導対象者判定においてリスクにカウントされます

血圧	正常域	生活習慣要改善	改善しない場合は医療機関へ	すぐに医療機関へ
収縮期血圧(mmHg)	130未満	130-139	140-159	160以上
拡張期血圧(mmHg)	85未満	85-89	90-99	100以上



普段の血圧を知ることが大切です。
家庭での血圧を測りましょう！

受診されない場合、協会けんぽから受診勧奨通知が届きます

特定保健指導対象者判定においてリスクにカウントされます

血糖	正常域	生活習慣要改善 <small>肥満の方は精密検査を推奨</small>	糖尿病予備群 精密検査を受診	糖尿病域 すぐに医療機関へ
空腹時血糖(mg/dl)	100未満	100-109	110-125	126以上
HbA1c(%)	5.6未満	5.6-5.9	6.0-6.4	6.5以上

受診されない場合、協会けんぽから受診勧奨通知が届きます

※標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)を参考に作成。

～ヘルス・マネジメント認定事業所から学ぶ～ 従業員に二次検査を受けてもらうには

A社の場合 二次検査受診率100%

二次検査受診結果報告書を作成し提出期限も設けています。報告書の書式は簡易なものにし、受け取る際には医師の指示事項等も聞き取りしています。提出期限を過ぎた社員には個別に受診予定日を聞く等、勧奨しています。毎月、朝礼では社長からも二次検査受診報告書を提出するよう話してもらっています。

その結果、二次検査受診率 100%を達成しています。

B社の場合 経営者側の安心感に

健康診断の結果と共に受診のお願いを兼ねたアンケートを渡しています。そのアンケートで①二次検査受診有無②二次検査結果③今後の治療④今後の通院有無について回答してもらっています。

その結果、二次検査対象者だった社員が積極的に病院を受診し自分の健康管理に努めるようになりました。二次検査結果を報告してもらうことで、経営者側の安心感にもつながっています。

C社の場合 家族へつなげる

二次検査に該当したという結果は、本人は当然不安を感じるものです。その不安を一人で抱え込まないように、家族にも連絡をするようにしています。食事や生活面など家族で話し合えるきっかけになればと思っています。

その結果、以前よりも二次検査の受診率が高くなっています。



令和元年度の事業結果並びに決算が承認されました

令和2年度定時評議員会において、
令和元年度事業結果並びに収支決算が承認されました。

令和元年度の事業は、「社会保険しまね」及び「社会保険の事務手続」の発行、通年のプール・ジム利用助成、夏期・冬期助成事業、各種実務講座の開設等、ほぼ計画通り実施することが出来ました。特に、助成事業（温泉入浴、ボウリング、スキー・スケート利用料助成等）は6,300人の方にご利用いただきました。また、社会保険実務の各種講座は合計531人の方を受講していただきました。

事業結果及び決算の詳細は、当協会ホームページ（アドレスは、このページの下をご参照ください）に掲載していますのでご覧ください。

○流動資産合計	8,633,871円
○流動負債合計	719,344円
○正味財産合計	58,006,027円
○固定資産合計	52,078,028円
○固定負債合計	1,986,528円

(貸借対照表数値を掲載しています。)

社会保険ソフトボール大会開催のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を延期しておりましたが、浜田支部主催の令和2年度ソフトボール大会は下記の日程で開催を予定しています。

益田会場 令和2年8月30日(日) 久々茂コミュニティ広場	浜田会場 令和2年10月18日(日) 石見海浜公園グランド
-------------------------------------	-------------------------------------

ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。
注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合がございます。

「海の家・山の家共通利用券」について

令和2年度の「海の家・山の家共通利用券」を、社会保険しまね今月号に同封してお届けしました。ご利用開始は令和2年7月18日からです。

今年度は、**対象施設を増やすとともに**、一部施設の利用期間を**9月末まで延長**いたしました。

「海の家・山の家」ご利用の際には、事業所で証明を受けた「海の家・山の家共通利用券」を各施設へ提出していただきますようお願いいたします。

募集 「社会保険実務初任者講座」のお知らせ

社会保険事務経験が1年未満の担当者の方を対象に、令和2年版「社会保険の事務手続」をテキストとして実務講座を開設いたします。いずれの会場も、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について、ポイントを絞って3回に分けて解説いたします。

会場		開催日		定員
出雲	出雲市民会館 (302研修室)	1日目	8月19日(水)	30名
		2日目	8月26日(水)	
		3日目	9月3日(木)	
浜田	サンマリン浜田 (研修室A・B)	1日目	9月9日(水)	20名
		2日目	9月16日(水)	
		3日目	9月23日(水)	

※三密を避けるため、定員を制限して募集しています。

時間 いずれの日も13時15分～16時30分まで
※原則3日間受講願います。

講師 社会保険労務士(予定)

費用 会員事業所様を対象とした講座で、無料です。
(交通費等の経費は受講者負担)

申込 次の①または②により申し込んでください。

- ①ホームページから直接申し込んで(入力して)ください。
 - ②ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。
- ※定員に到達次第締め切りますので、お早めに申込願います。

申込締切日：8月7日(金)

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合がございます。

おこわり 令和2年度の『社会保険実務基礎講座』 開設は中止いたします

8月からの開設を予定していた『社会保険実務基礎講座』は、5か月間10回に亘る連続した講座であり、新型コロナウイルス感染症の影響による中断が懸念されることから、今年度の開設は中止いたします。大変申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願いいたします。

NEW 島根県社会保険協会のホームページ をリニューアルいたしました

広報事業、健康づくり事業、福利厚生事業等を分かりやすくレイアウトし、スマートフォンでの利用も可能になりました。また、ホームページから各種実務講座の申込みできるようになりました。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構	https://www.nenkin.go.jp/
全国健康保険協会島根支部	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/
島根県社会保険協会	https://www.shimane-shahokyo.or.jp

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2020.7.15発行
通巻828号

※次回の発行については令和2年9月を予定しております。